

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東浦町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護する為には、住民に関する正確な記録が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。 住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知および個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、9の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1 住民記録 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 中間サーバー 4 統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 住民基本台帳ファイル
- 2 本人確認情報ファイル
- 3 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法第7条、第16条、第17条 2 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

②法令上の根拠	(情報照会) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) (情報提供) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表「1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166」 主務省令第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、50条、55条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、93条、94条、98条、108条、110条、112条、114条、117条、120条、126条、131条、132条、134条、138条、139条、140条、143条、144条、146条、151条、152条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、165条、166条、167条、168条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活経済部 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 生活経済部 住民課 電話番号 0562-83-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠可能な文章棚への保管を徹底している。提出、作成した特定個人情報を含む書類を速やかにファイルへ保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠可能な文章棚への保管を徹底している。提出、作成した特定個人情報を含む書類を速やかにファイルへ保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年1月15日	評価書名	住民基本台帳に関する事務 基礎評価書	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成26年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の侵害の防止	東清町は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報	東清町は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いが個人情報	事後	東清町の評価書の記述を統一するため
平成26年1月15日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取扱い	なお、1. 個人番号の通知および個人番号カードの交付に係る事項については、事後、総務省	なお、9. ①個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事項については、行政手続に	事後	平成26年11月20日に行政手続における特定の個人を識別
平成26年1月15日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第7条、第16条、第17条 2. 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12	1. 番号法第7条、第16条、第17条 2. 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12	事後	
平成26年1月15日	4. 情報提供ネットワークス	(情報提供)	(情報提供)	事後	
平成26年1月15日	1. 内務人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成26年1月15日	1. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成26年7月5日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(情報提供)	(情報提供)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
平成26年7月5日	5. 評価書作成期間における担	住民課長 川上 光夫	住民課長 横井 誠	事後	
平成26年7月5日	1. 内務人数	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成26年7月5日	1. 取扱者数	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成26年12月26日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「1、2、3、4、	事後	
平成26年12月26日	1. 内務人数	平成29年1月1日 時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成26年12月26日	1. 取扱者数	平成29年1月1日 時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成26年12月26日	1. 関連情報 6. 評価書作成期間における担	住民課長 横井 誠	住民課長	事後	
令和1年6月28日	1. 内務人数	平成29年1月1日 時点	平成30年3月1日時点	事後	
令和1年6月28日	1. 取扱者数	平成29年1月1日 時点	平成30年3月1日時点	事後	
令和1年10月20日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号別表第2「1、2、3、4、6、	(情報提供) なし(住民基本台帳に関する事務において情	事後	
令和1年10月20日	1. 内務人数	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和1年10月20日	1. 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和1年10月14日	1. 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事項 ③シ	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住	1. 住民基本台帳 2. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年10月14日	1. 内務人数	なし(住民基本台帳に関する事務において情	なし(住民基本台帳に関する事務において情	事後	
令和1年10月14日	1. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和1年10月14日	1. 内務人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和1年10月14日	1. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和1年10月14日	1. 内務人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和1年10月14日	1. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和1年10月20日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の3、第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の5、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、	事後	
令和1年10月20日	1. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和1年10月20日	1. 内務人数	(情報照会) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) (情報提供) 番号法第19条第8号別表第2「1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、91、92、94、96、97、101、102、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	(情報照会) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) (情報提供) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の第1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、38、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、109、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166」 主務省令第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、50条、55条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、93条、94条、98条、108条、110条、112条、114条、117条、120条、126条、131条、132条、134条、138条、139条、140条、143条、144条、146条、151条、152条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、165条、166条、167条、168条	事後	
令和1年10月20日	1. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和1年10月20日	1. 内務人数	令和5年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和1年10月20日	1. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年10月1日	事後	